

CJRP Discussion Paper Series

相手方属性とトラブル経験・ 訴訟経験：Galanterモデルの検証

平田彩子

岡山大学
社会文化科学研究科

No.19
March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

相手方属性とトラブル経験・訴訟経験：Galanter モデルの検証

平田 彩子

〔要旨〕

本稿では、相手が自然人か組織体かによって、自然人原告のトラブル経験・訴訟経験は異なるのかどうかを検討する。Galanter (1974) によれば、自然人は組織体に比べ、「一回限りの訴訟利用者」の性格を強く有し、動員できる資源も豊富ではなく、結果、組織体に対して、不利な立場に置かれていると想定される。本稿は、紛争経験調査と訴訟利用調査のデータをそれぞれ用いて上記 Galanter (1974) が想定する自然人・組織体の関係性が実際に当てはまるのかどうかを検証した。紛争段階では、Galanter モデルが想定するような結果がみられた。相手方が組織体の場合、自然人当事者は専門機関への相談をしない傾向があり、この影響はトラブルに対し希望の実現のされにくさにつながっていた。一方、訴訟段階では、Galanter モデルの想定する結果はみられなかった。

1 問題関心

自然人も組織体（法人）も、ともにトラブルの主体かつ司法制度の利用主体であり、両者の行動はいずれも司法制度の利用実態を理解する上で無視することはできない。その一方、自然人と法人とでは、一般的に以下のような違いを指摘できるだろう¹。第一に、自然人と法人では金銭的、時間的なコストに対する耐性が異なる。法人の方が、より多くの金銭的・時間的コストを負担可能であり、より多くの資源の動員が可能である。第二に、法人の方が保有している訴訟経験・紛争経験が豊富であり、また裁判に関する情報へのアクセスが容易である。法人の方が、組織体として、自然人と比較して長期的にわたりかつ詳細に裁判経験や情報を蓄積しやすい。実際、裁判にかかる費用や時間の予測が自然人よりも容易であるという調査報告もある（民事訴訟制度研究会 2018）。このように、法人は、自然人と比較して相対的に利用可能な資源が豊富、訴訟のリピーター・プレイヤーとしての特徴を強く有しており、この点が紛争・訴訟行動に影響を及ぼしているのではないかと考えられる。

Galanter (1974) は、司法システムは、構造的に、リピーター・プレイヤーの特徴を備えた当事者に対し有利に働きやすいと主張した。特に、「リピーター・プレイヤー」対「一回限りの訴訟利用者」が争う訴訟類型は、リピーター・プレイヤーの強みが最大限発揮される類型だとされる。Galanter (1974) 以降、リピーター・プレイヤーをめぐる研究は、国内外の法社会学研究において継続的に関心が払われてきている点である。その背景には、公的制度である司法システムの利用が公平になされているのか、正義にかなった利用のされ方をしているのか、という問題意識が指摘できる。

このように、自然人と法人の区別は、相対的に、「一回限りの訴訟利用者」の特徴を持つものと「リピーター・プレイヤー」としての特徴を持つもの、また利用可能な資源が乏しいものと豊富なもの、という差が生じる一つの典型例として理解することができる。ここに、

Galanter (1974) の主張が成り立つとすると、自然人と組織体とで、紛争行動・訴訟行動にシステムティックな違いが生じており、自然人原告にとって、相手方が自然人なのか組織体（法人）なのかによって、トラブル経験・訴訟経験が異なるであろうという予測が立てられる²。果たしてこの予測は、我が国の紛争経験調査、民事訴訟利用調査において成り立つのであろうか。

本稿は、トラブルの発生からその対応、訴訟経験と訴訟結果に至るまでの一連の流れを、自然人原告にとって相手方が自然人か法人か、という視角から検討する。特に、Galanter (1974) に基づき以下の主張を「Galanter モデル」と呼ぶこととし、紛争経験調査および訴訟利用調査において Galanter モデルに沿った結果が見られるかどうかを検討する。

「Galanter モデル」

- 「自然人 vs 自然人」ケースと比較して「自然人 vs 法人」ケースは、自然人原告はより裁判の負担を重く感じる。
- 「自然人 vs 自然人」ケースと比較して、「自然人 vs 法人」ケースでは、判決では自然人原告は勝訴しにくい。
- 「自然人 vs 自然人」ケースと比較して、「自然人 vs 法人」ケースでは、和解では自然人原告が有利な内容になる。

本稿の特徴は、訴訟行動のみならず、その前段階にあたるトラブル段階から分析の対象に含めている点である。Galanter (1974) 自体は紛争段階をその直接の射程としていないが、自然人と組織体とで利用できる資源や経験に違いがあると考えれば、同様の予測を立てることができる。

- 「自然人 vs 自然人」のケースと比較して「自然人 vs 法人」のケースは、自然人当事者はトラブル対応の負担をより重く感じる。
- 「自然人 vs 自然人」のケースと比較して、「自然人 vs 法人」のケースでは、自然人当事者はトラブル解決のかたが己の希望通りになりにくい。

用いるデータは、紛争経験調査と、訴訟利用調査の代理人付原告、本人訴訟原告の回答を、訴訟記録と紐づけたデータである。紛争経験調査と訴訟利用調査は独立になされた質問票調査であり、よって回答者には連続性はない。また、訴訟利用調査の原告及び被告の自然人・法人の区別は、自然人のみ、自然人・法人混合、法人のみ、3種類が存在する。本稿では上記分析関心に沿い、原告は自然人のみで構成された自然人原告を、被告は自然人のみで構成された自然人被告と、法人のみで構成された法人被告に絞って分析を行っている。なお、厳密には組織体と法人は異なるが、紛争経験調査では相手方が個人か組織体かを区別できる一方、訴訟利用調査では相手方が自然人か法人かを区別できるため、便宜上両者を同等のものとして扱う。したがって以下の記述でも、分析対象のデータが紛争経験調査の場合は組織体と記し、訴訟利用調査の場合は法人と記すことにする。

2 紛争段階

通常、紛争が生じたとしても訴訟に至るケースはごく一部分である。したがって、民事裁判での自然人と法人の違いを理解するため、また民事裁判の全体像を理解するためには、訴

訟に至るまでの紛争段階をも分析に組み込む必要がある。紛争発生から訴訟に至るまでの紛争段階において、Galanter モデルが予測するように、相手方が組織体の場合は、相手方が自然人の場合と比較して、何らかのシステムティックな違いがあるのかどうか、本セクションで検討する。具体的には、専門機関への相談行動、トラブルへのコスト・精神的負担・周囲の目が気になったかどうか、紛争の終結の形、希望が実現したかどうか、に着目する。

紛争経験調査では「もっとも重大だったトラブルや納得できないこと」に関する回答を利用した。相手方が自然人か組織体かの区別は、問 8 「「もっとも重大だったトラブルや納得できないこと」の相手は主な当事者からみて、どのような人、企業・団体、役所でしたか」という問いを用いて、相手方が自然人か組織体かを区別する変数を作成した。表 1 はその分布である。

【表 1】トラブルと相手方属性

相手が自然人	相手が組織体	合計
917 (58%)	671 (42%)	1588

2. 1. トラブル類型と自然人・組織体の区別

相手方が自然人か法人かという点と、トラブル類型には密接な関係がある。分析を進める前に、この点を確認しておきたい。表 2 は、回答者が一つだけ選んだ、最も重大であったトラブルの類型と、その相手方属性を表したものである。表 2 が示すように、紛争類型によっては、相手方の大部分が自然人であるもの、あるいは大部分が組織体であるものが存在する。例えば、定義上相手が組織体である役所、NHK 以外にも、商品サービス、インターネット・携帯電話、不動産購入は、相手方が組織体である割合が 9 割を超え、逆に、近所づきあい、家族親戚は、相手方の自然人割合が 9 割を超えている。一方、不動産賃借、職場や働き方、交通事故・犯罪、会社事業に関しては、自然人・組織体の比率は約半分となっている。トラブル類型と自然人・組織体の区別の関連性が非常に強い場合は、トラブル類型と相手方属性は分かちがたく連結しており、むしろ相手方属性は当該トラブル類型の一つの特徴として包有されているという理解が適切であろう。相手方が自然人か組織体かで自然人当事者の紛争経験・訴訟経験は異なるのかという本稿の分析目的に照らせば、相手方が専ら自然人もしくは専ら組織体であるトラブル類型については、トラブル類型自体が相手方属性を示している場合がある、ということになる。以降の統計分析は、この点に留意して進めていく。

【表 2】トラブル類型と自然人・組織体の区別

	商品サービス	金銭貸し借り	不動産購入	不動産賃借	ネット携帯	職場や働き方	学校子ども
自然人	9 (7%)	56 (89%)	5 (10%)	22 (54%)	4 (10%)	180 (46%)	75 (84%)
組織体	124 (93%)	7 (11%)	44 (90%)	19 (46%)	35 (90%)	213 (54%)	14 (16%)

	近所づきあい	家族親戚	交通事故・犯罪	役所との間	会社事業	高齢社会	その他	NHK
自然人	218 (91%)	168 (96%)	26 (54%)	0 (0%)	8 (44%)	65 (64%)	19 (42%)	0 (0%)
組織体	21 (9%)	7 (4%)	22 (46%)	39 (100%)	10 (56%)	37 (36%)	26 (58%)	7 (100%)

2. 2. トラブル経験① 専門機関への相談行動

紛争経験調査の問 14 では、トラブルに対し専門の機関・団体や専門家に相談したかどうかを尋ねている。問 14 で「専門の機関・団体や専門家に相談した」と答えた場合を 1、それ以外を 0 とするダミー変数を作成し、それと相手方属性の関係性を示したものが、表 3 である。相手方が個人の方が、専門機関相談行動をとりやすいことがわかる。

【表 3】相手方属性と専門機関への相談行動

	専門機関に相談しなかった	専門機関に相談した	計
相手が自然人	632 (68.9%)	285 (31.1%)	917
相手が組織体	528 (78.7%)	143 (21.3%)	671
計	1160	428	1588

$$\chi^2 < 0.05$$

無論、専門機関への相談行動には、さまざまな変数が影響していると考えられるため、以下では、従属変数を専門機関相談行動ダミーとするロジスティック回帰分析の結果を示す。独立変数として、相手方属性以外に、女性ダミー（男性 0，女性 1），当事者の年齢，当事者居住地（23 区を基準に，政令指定都市ダミー，それ以外の市ダミー，町村ダミー），トラブル類型ダミー（「その他」を基準），金額換算ダミー（5 万円未満を基準に，5・50 万，50・300 万，300・1000 万，1000 万以上，金額換算不能），以前の専門機関相談経験，を用いた。先述の通り，トラブル類型ダミーについて，役所，NHK，及び商品・サービス，不動産購入，インターネット携帯は，相手方が組織体である割合が 9 割を超え，また近所づきあい，家族親戚は，相手方が自然人である割合が 9 割を超える。よって以下の分析では上記 7 つは除去して回帰分析を行った³。表 3 はその結果を示したものである。なお，表示の簡素化のため，トラブル類型については統計的に有意な結果が出たもののみを表に載せている。

【表 4】専門機関への相談行動

	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4	モデル 5
相手方が組織		-0.54 ***	-0.49***	-0.33*	-0.32*
当事者属性					
女性ダミー	0.06	0.02	0.04	0.16	0.2
年齢	0.01***	0.01***	0.01**	0.01**	0.01**
政令指定都市	-0.06	-0.08	-0.07	0.02	-0.02
それ以外の市	-0.01	-0.03	-0.0005	0.14	-0.009
町村	-0.03	-0.09	-0.19	-0.02	-0.03
トラブル類型					
金銭貸借			-0.66*	-0.99**	-0.93*
不動産貸借			0.70*	0.71*	0.51
職場働き方			-1.00***	-1.14***	-1.07***

病院医療			-0.78**	-0.62*	-0.76*
学校子ども			0.44	0.43	0.61†
事故犯罪			1.08***	1.28***	1.19*
金額換算					
5-50 万				0.56*	0.69*
50-300 万				1.45***	1.44***
300-1000 万				1.82***	1.69***
1000 万以上				1.90***	1.75***
金額換算不能				0.82***	0.85***
以前の相談経験					1.14***
N	1482	1482	1482	1387	1307
AIC	1731.1	1713.4	1649.9	1502.7	1377.7

***p <.001, ** p<.01, * p <.05, † p <.10

トラブル類型を統制していないモデル2では、相手方が自然人か組織体かによって専門機関への相談行動には差が生じている（トラブル相手方が組織体であるほど、専門機関へ相談しにくいという傾向）。モデル3以降でトラブル類型をモデルに組み込んでも、その影響は見られた。つまり、トラブル類型やトラブルの金額換算、以前の専門機関相談経験を統制してもなお、相手方が組織体である場合には、専門機関へ相談しにくい傾向が統計的に有意に見られた。専門機関への相談の有無が、その後のトラブルの展開やトラブル終結の満足度に一定の影響を与えていることから（佐藤 2010）、相手方が組織体であれば専門機関への相談がされにくいという傾向は、トラブルの経緯やその終結のあり方が自然人当事者にとって不利な展開になる可能性を示唆している。

なお、他の変数で一貫して専門機関相談行動に有意に影響を与えているものとして、年齢、トラブルの金額換算があった。トラブルの金額換算は、トラブルの深刻度を示すと理解でき、トラブルがより深刻であるほど専門機関相談行動に行きやすいという結果が出た。トラブル類型では、金銭貸借、職場働き方、病院医療がいずれのモデルにおいても相談をしにくい傾向を示している。特に職場働き方は、その係数の絶対値も大きい。労働に関するトラブルについては種々の相談窓口が存在するものの、広く使用されていないとはいえないことがわかる。

2. 3. トラブル経験② トラブル対応にかかる負担

次に、トラブルに対応する際の負担感について、相手方属性によってシステマティックな違いは存在するのを見ていこう。紛争経験調査の問9において、トラブル対応にかかるお金や時間の負担が気になったか（問9c）、精神的負担を感じたか（問9d）、周囲の目が気になったか（問9e）についての質問がある。尺度は「1非常に気になった」「2ある程度気になった」「3あまり気にならなかった」「4全く気にならなかった」の4つである。問9のcからeをそれぞれ従属変数とし、独立変数として、相手方属性、当事者の属性（女性ダミー、年齢）、紛争類型ダミー、金銭換算ダミーを順に投入した⁴。表5、表6、表7は、その

重回帰分析の結果である。表示の簡素化のため、トラブル類型については統計的に有意な結果が出たもののみを表に載せている。

【表 5】 トラブル対応の際に、お金や時間が気にならなかった

	モデル 1	モデル 2	モデル 3
相手が組織体	-0.19* *	-0.21***	-0.23***
当事者属性			
女性ダミー	0.12*	0.10 †	0.04
年齢	-0.001	0.003 †	0.005**
トラブル類型			
金銭貸借		-0.57***	-0.40**
不動産貸借		-0.50**	-0.45**
職場・働き方		0.35***	0.40***
学校・子ども		0.61***	0.65***
経営事業		-0.43 †	0.27
金銭換算			
5-50 万			-0.36***
50-300 万			-0.50***
300-1000 万			-0.76***
1000 万以上			-0.96***
金額換算不能			-0.24**
N	1380	1380	1305
調整済み決定係数	0.01***	0.06***	0.12***

***p <.001, ** p<.01, * p<.05, † p<.10

【表 6】 トラブル対応の際に、精神的負担を感じなかった

	モデル 1	モデル 2	モデル 3
相手が組織体	0.30***	0.32***	0.26***
当事者属性			
女性ダミー	-0.03	-0.06	-0.10*
年齢	0.002 †	0.001	0.002 †
トラブル類型			
金銭貸借		-0.30**	-0.25*
職場働き方		-0.19***	-0.16**
病院医療		0.26**	0.26**
経営事業		-0.58**	-0.48*

金銭換算			
5-50 万			-0.37***
50-300 万			-0.35***
300-1000 万			-0.59***
1000 万以上			-0.64***
金額換算不能			-0.40***
N	1459	1459	1368
調整済み決定係数	0.03***	0.06***	0.10***

***p <.001, ** p<.01, * p <.05, † p <.10

【表 7】 トラブル対応の際に、周囲の目が気にならなかった

	モデル 1	モデル 2	モデル 3
相手が組織体	0.30***	0.32***	0.26***
当事者属性			
女性ダミー	-0.03	-0.06	-0.10*
年齢	0.002 †	0.001	0.002 †
トラブル類型			
金銭貸借		-0.30**	-0.25*
職場働き方		-0.19***	-0.16**
病院・医療		0.26**	0.26**
経営事業		-0.58**	-0.48*
金銭換算			
5-50 万			-0.37***
50-300 万			-0.35***
300-1000 万			-0.59***
1000 万以上			-0.64***
金額換算不能			-0.40***
N	1459	1459	1368
調整済み決定係数	0.03***	0.06***	0.10***

***p <.001, ** p<.01, * p <.05, † p <.10

トラブル対応にかかる様々な負担感は、トラブル類型やトラブル金額換算を統制してもなお、相手方が組織体であることに一定の影響を受けることが分かった。すなわち、トラブル対応にかかるお金や時間については、相手方が組織体であれば、より気になるという結果となった。これは Galanter モデルの予測に沿った結果である。トラブル対応にかかるお金

や時間については、相手方が組織体であればより金銭的・時間的資源を有しているであろうから、この点は自然人当事者が懸念すると考えられ、分析結果もそれに沿ったものとなっている。逆に、トラブル対応にかかる精神的負担や周囲の目については、気にならない傾向を示していた。相手方が組織体であれば、当事者間は継続的關係性になくドライであったり、金銭問題に終始したり、あるいはトラブルの発生文脈が、既存の社会規範との抵触が起こりにくかったり、一般的に被害者とみなされるものだからなのかもしれない。

このように、トラブル相手方が組織体である自然人当事者は、自己の資源の相対的貧弱さ・不利について意識しており、この点 **Galanter** モデルが想定する結果となった。

なお、トラブル対応にかかる負担感について、いずれもトラブル金銭換算が高いほど金銭的・時間的コスト及び周囲の目が気になり、また精神的負担も感じやすい。

2. 4. トラブル経験③ トラブルの終結と希望の実現度合い

紛争経験調査の問 30 では、もっとも重大だったトラブルが現在どうなっているのかを尋ね、それがすでに終結している場合はその終結の形を問 30-a で尋ねている。表 8 はトラブル終結の形を、「相手との直接の話し合い・裁判所の手続・裁判所以外の専門家によるあっせん、調停」「あなたの側が要求を諦めた・あなたの側で関係の切断や終了」「相手の側が要求を諦めた・相手の側で関係の切断や終了」という 3 つのカテゴリーに要約したものと、相手方属性とのクロス表である。相手方属性に関わらず、約 3 割が相手方との直接の話し合いを通じてトラブルが終結している。相手方との話し合いの結果、両者ともに幾分なりとも満足できる結果となったのか、あるいは実質的に一方当事者が要求を諦めたのかについてはここからは分らないが、相手方に働きかけを起こしているということは分かる。相手方が組織体の場合は、自然人当事者は「当事者の側が諦めた・関係性の切断」と答えている割合が多く、また「相手側が要求を諦めた・関係性切断」の占める割合は低い。

【表 8】相手方属性と、トラブル終結のかたち

	相手方との話し合いや 裁判、あっせん	あなたの側が要求を あきらめた・あなたの 側で関係切断	相手の側が要求を あきらめた・関係性 切断	合計
個人	125 (49%)	104 (41%)	26 (10%)	255
組織体	109 (47%)	109 (47%)	12 (5%)	230

$\chi^2 < 0.10$

最後に、紛争において望んでいたことは実現できたのか否か、それは相手方属性によって違いはあるのかを見ていこう。紛争経験調査の問 31-a では、もっとも重大だったトラブルや納得できないことについて、一番望んでいたことが実現できたかどうかを尋ねている（選択肢は、「1：ほとんど実現できた（できそうである）」「2：ある程度実現できた（できそうである）」「3：どちらともいえない」「4：あまり実現できなかった（できなそうである）」「5：まったく実現できなかった（できなさそうである）」「9：わからない」）。「わからな

い」を除いた問 31-a の回答を従属変数とし、独立変数に、相手方属性ダミー（相手が組織体の場合 1，自然人 0），当事者属性（女性ダミー，年齢），トラブル類型ダミー，金額換算ダミー，専門機関相談行動ダミー（相談したを 1，それ以外を 0）を順に投入し重回帰分析を行った⁵。

表 9 はその結果である。モデル 3 が示しているように，トラブルの解決において希望が実現できたかどうかには，専門機関へ相談したかどうか非常に重要であることが分かる。専門機関に相談しているほど，希望が実現されやすい。いずれのモデルにおいても，相手方属性は希望の実現には直接の関係性は見られなかった。しかし，2.2.で記した通り，そもそもトラブル相手方が組織体であれば専門機関への相談はされにくいことから，相手方が組織体であるという要素は，希望の実現できにくさに間接的に影響を持っているといえる。

なお，金額換算で 50 万以上のトラブル，また職場働き方についてのトラブルであると，希望が実現されにくいという傾向も統計的に有意に出ている。

【表 9】希望実現のされにくさ

	モデル 1	モデル 2	モデル 3
相手が組織	0.0008	0.05	0.03
当事者属性			
女性	-0.06	-0.05	-0.03
年齢	0.002	0.002	0.001
トラブル類型			
金銭貸借	0.46*	0.49*	0.41 †
職場働き方	0.40***	0.34**	0.27*
病院医療	0.33 †	0.34 †	0.3
金額換算			
5-50 万		0.25	0.29 †
50-300 万		0.40*	0.50**
300-1000 万		0.31	0.46*
1000 万以上		0.52*	0.67**
金額換算不能		0.27*	0.32*
専門機関へ相談			-0.40***
N	1317	1245	1245
調整済み決定係数	0.01*	0.01**	0.03***

***p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

3 訴訟段階

それでは、訴訟の段階に入ろう。自然人原告にとって、相手方が自然人か組織体かで、Galanter モデルに沿った訴訟経験は違いがあるのか、訴訟利用調査のデータに移って分析を行う。本セクションは、訴訟記録調査の中の代理人付原告及び本人訴訟原告の回答を用い、訴訟記録調査と紐づけた形で分析を実施する。特に、訴訟の動機、訴訟負担、判決の結果に焦点を絞って検討を行う。先述の通り、以下では原告は自然人のみで構成された自然人原告を、被告は自然人のみで構成された自然人被告と、法人のみで構成された法人被告に絞って分析を行っている。自然人・法人混合の当事者は、そのいずれが主たる当事者なのか判別がつかないため、分析の対象から外している。

3. 1. 紛争から訴訟へ：相手方属性の比率と事件類型

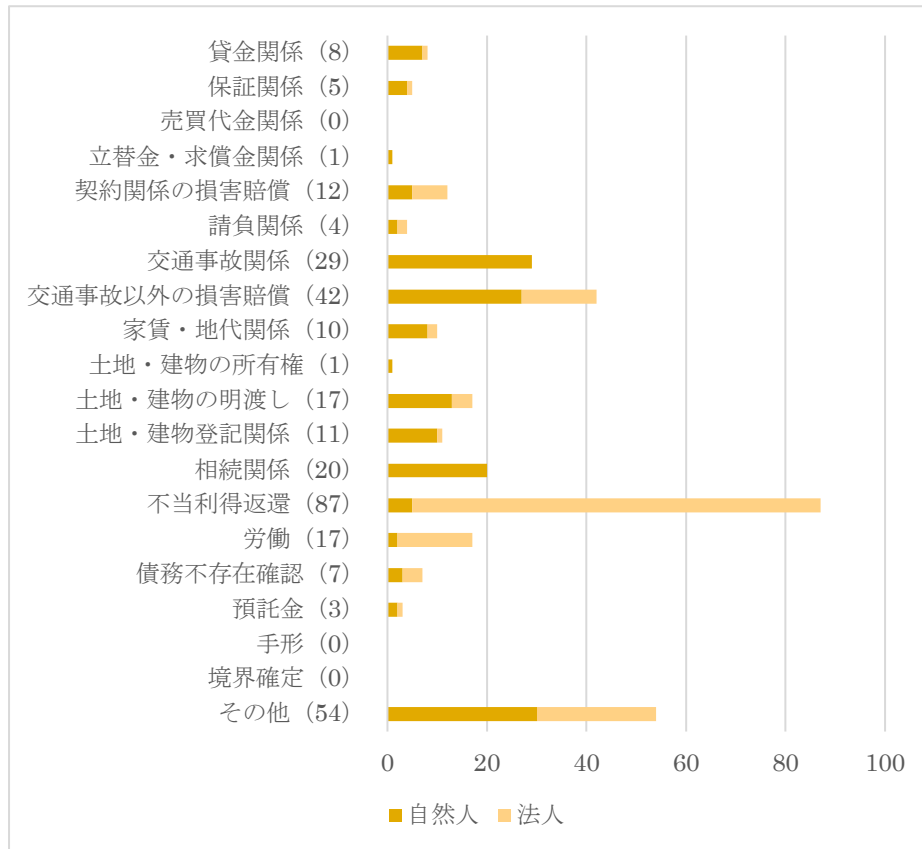
トラブルから訴訟に至る事例はごく一部である。ここでは、訴訟における相手方属性の比率と事件類型を確認しよう。表 10 は、トラブル段階、訴訟段階それぞれにおける、相手方属性の比率を示したグラフである。トラブル段階では、回答者全体の「もっとも重大だったトラブル」のうち、58% (917/1588) が相手方が自然人であるのに対し、訴訟段階では、被告が自然人であるものは 44% (107/243) であった。訴訟段階の方が、相手方が法人である割合が高い。しかし、法人被告を持つ自然人原告のうち、その半分強が過払金返還訴訟事件である。過払金返還請求事件を除くと、訴訟段階では被告が自然人である割合は 66.5% (107/161) となり、紛争段階よりも自然人が占める割合がさらに高くなった。訴訟利用調査において「自然人 vs 法人」ケースを扱う場合は、過払金返還請求事件の存在は留意して以降分析を行うべきことがわかる⁶。

図 1 は、訴訟利用調査における事件類型ごとの相手方属性の比率を示したものである。トラブル段階と同様、相手方属性と事件類型は密接な関連を有しており⁷、以降の統計分析では考慮が必要となる。

【図 10】相手方属性の比率

	紛争経験調査	訴訟利用調査	訴訟利用調査
相手が自然人	917 (58%)	107 (44%)	107 (44%)
相手が法人・組織体	671 (42%)	136 (56%)	
相手が法人（過払金除く）			54 (22%)
過払金返還請求事件			82 (34%)

【図 1】相手方属性と事件類型（訴訟利用調査）



3. 2. 自然人原告は、「一度限りの訴訟利用者」なのか

次に、現代のわが国で実際に裁判を起こした自然人原告は、そもそも **Galanter** モデルに沿った当事者であるのか、特に、リピート・プレイヤーの特徴を保有していないかどうかを確認しよう。ここでは、リピート・プレイヤーの特徴を図る指標として、これまでに訴訟もしくは調停で裁判所を利用した経験があるかどうかを使用する。これによると、自然人原告のうち今回の事件が初めての裁判所利用であった者の割合は、**70.8% (192/271)** であった。逆に言えば、約3割の自然人原告は、以前から裁判所利用経験を有する。裁判所を利用する自然人原告は「一度限りの訴訟利用者」が多数を占めるが、無視できない割合が以前にも裁判所利用をしたことがある者である。この点、**Galanter** モデルの訴訟利用調査における当てはまりには一定の限界があることが想像される。また、現在の日本の裁判所は、一部の自然人原告にとっては、頻繁に用いられる公的サービスであることも窺える⁸。

相手方属性とこれまでの裁判所経験との関連性を見るため、両者のクロス表を示す（表11）。被告が自然人である自然人原告のうち、**36%**は以前から裁判所の利用経験を有しており、これは被告を法人とする自然人原告の **22%**よりも高い。この傾向は、過払金返還請求事件を除いても同様であった。被告が法人であれば裁判所利用未経験者がその8割弱（過払

金返還請求事件を含めば 77.5%) であるから、法人被告と自然人原告との間では、Galanter モデルは一応の当てはまりも認められると思われる。

【表 11】相手方属性と過去の裁判利用経験

	経験なし	経験あり	合計
相手方が自然人	67 (63.8%)	38 (36.2%)	105
相手方が法人	100 (77.5)	29 (22.5%)	129

	経験なし	経験あり	合計
自然人	67 (63.8%)	38 (36.2%)	105
法人（過払除）	42 (79.2%)	11 (20.8%)	53
過払金	58 (76.3%)	18 (23.7%)	76

3. 3. 訴訟経験① 訴訟の動機

裁判に何を期待したかという、裁判を起こしたインセンティブを把握することは、社会において裁判の用いられ方を理解する上で重要な点である。裁判を起こしたインセンティブに、法人の相手方属性の違いは関係性があるのだろうか。ここでは、「裁判を起こすことを決めた時、裁判に何を期待しましたか」を尋ねた質問項目 11 つを用い、自然人原告についてクラスター分析を実施した。その後、各クラスターにおいて相手方属性の自然人・法人比率を見ることで、相手方属性によって裁判を用いた動機に系統的なパターンがあるかどうかをみてみることにする。

クラスター分析の結果、訴訟の動機は「標準タイプ」「非難・懲罰タイプ」「期待に乏しいタイプ」の 3 つに分けられた⁹。各タイプの特徴は以下の通りである（表 11 も参照）。

【表 11】訴訟の動機・3つのタイプ

	標準タイプ	非難・懲罰タイプ	期待に乏しいタイプ
社会正義を実現すること	2.49	1.34	3.29
自分の権利を守ること	1.85	1.41	3.25
紛争を早く解決すること	1.92	1.68	2.60
相手と話し合いの場を持つこと	3.76	3.23	3.43
相手との関係を修復すること	4.24	4.36	4.43
裁判によって白黒をはっきりさせること	1.94	1.25	3.00
自分の利益を守ること	1.63	1.66	2.50
相手をこらしめること	3.60	2.00	4.33
相手に非を認めさせること	2.80	1.39	3.13
裁判官に話を聞いてもらうこと	3.67	1.89	3.50
事実関係をはっきりさせること	2.00	1.16	2.78
相手が自然人であるケース数	30 (33.3%)	73 (61.3%)	4 (12.1%)
相手が法人であるケース数	61 (67.0%)	46 (38.7%)	29 (87.9%)

1：期待した，2：ある程度期待した，3：どちらともいえない 4：あまり期待しなかった 5：期待しなかった

大別して、「標準タイプ」と「非難・懲罰タイプ」は似ている点が多く、また一般的に想定される裁判への期待に沿ったものである。両タイプとも、自己の権利利益保護や紛争解決に期待しており、また相手との関係修復には期待を持っていない。一方、「非難・懲罰タイプ」は、社会正義の実現、相手をこらしめること、相手に非を認めさせること、裁判官に話を聞いてもらうこと、事実関係をはっきりさせることに対する期待が高い。換言すれば、自らの主張こそ正しく被告は非難すべき対象であり、したがって裁判において公式的に相手の非を認めさせ（自己の主張に沿った）正義の実現したい、という期待が強いことが特徴的である。「標準的タイプ」にはそのような相手への非難・懲罰という期待は低い。

「標準タイプ」と「非難・懲罰タイプ」では、相手方属性の構成比率も異なっていた。「標準タイプ」では相手方が法人である割合が 67%を占めているのに対し、「非難・懲罰タイプ」では逆に 6 割強が相手方が自然人であった。ただ、「標準タイプ」の相手方が法人であるもののうち、40 ケースは過払金返還請求事件であったことを考慮すると、訴訟の動機に関しては、裁判に至るまでの相手方被告との関係性の展開が重要であり、相手方属性よりも事件類型と強い関係性があるのであると推察される。

さて、「期待に乏しいタイプ」は、上記 2 つと特徴が大きく異なり、そもそも裁判に対する期待をそれほど有していない。裁判にかかる事件について、そもそも思い入れがなく、係争額も低いのではないかと想定される。このタイプで、相手方が法人であるものは 9 割弱を占め、そのほぼすべて（28 ケース）は過払金返還請求事件であった。この点からも、過払金返還請求事件は他の事件類型とは異なった特殊な事件類型であることが窺える。

3. 4. 訴訟経験② 訴訟の金銭的負担

Galanter モデルでは、組織体を訴える自然人原告は、訴訟遂行の場面でも、使用できる資源の相対的貧弱さより不利な立場に置かれている、と想定する。訴訟の費用負担は、相手方属性によって異なるのだろうか。以下では、訴訟にかかる金銭負担について、これが Galanter モデルに沿うように、相手方が法人であればより負担がかかったと評価されたのかどうかを見てみよう。

訴訟利用調査では、（弁護士費用や交通通信費をはじめ）裁判にかかった費用全体について、「1：安い」から「5：高い」の 5 段階で回答してもらっており、これを訴訟の金銭的負担として使用する。以下の重回帰分析では、従属変数を金銭的負担、独立変数として、法人被告ダミー、原告代理人ダミー（原告に代理人有り 1、なし 0）、被告代理人ダミー（被告に代理人あり 1、なし 0）、訴額（対数変換）をそれぞれ投入した。結果は表 12 である。

結果は、Galanter モデルの予想に反し、相手方が法人であれば、裁判にかかった費用は安かったと回答する傾向が統計的に有意に見られた。過払金返還請求事件を除いた場合、代理人ダミーをいれたモデル 2 ではその傾向は見られなくなった。しかし、モデルの当てはまりはそもそも芳しくなく、下記いずれのモデルの説明力は弱いと言わざるを得ない。ちなみに、事件類型ダミー¹⁰を独立変数として投入しても有意な影響は見られず、決定係数の値もさらに悪化したため、表には示していない。このように、訴訟の金銭的負担について Galanter モデルに沿う結果はでてこなかった。

【表 12】訴訟の金銭的負担

	全てのケース		過払金返還請求事件除いたケース	
	モデル 1	モデル 2	モデル 1	モデル 2
相手方が法人	-0.64***	-0.66***	-0.48*	-0.42†
訴額	-0.003	-0.02	0.002	0.02
原告に代理人		0.27		0.26
被告に代理人		0.03		-0.23
N	164	164	120	120
調整済み決定係数	0.07**	0.07**	0.02	0.01

***p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

4 訴訟経験③ 裁判の結果の主観的評価

最後に、裁判結果の評価に入ろう。民事記録調査を用いた場合、相手方が法人であれば、事件類型を統制してもなお、判決に至った場合に認容率が低くなる結果がみられた（飯田 2020）。Galanter モデルによると、相手方がリピート・プレイヤーたる法人の場合、判決の場合は自然人原告にとって不利な結果になりやすく、和解の場合は自然人原告にとって実質的に有利な結果になりやすいと想定される。ここでは、訴訟利用調査でのデータを用い、想定されるような違いが相手方属性によってみられるかどうかを見てみることにしよう。以下の分析では、判決に至った自然人原告に対し「判決の内容はあなたにとって実質的にみて勝訴でしたか、敗訴でしたか」という問 29(4)を、和解（示談）に至った自然人原告に対し「和解（示談）の内容はあなたにとって実質的にみて勝訴でしたか、敗訴でしたか」という問 30(1)を裁判の結果を示すものとして用いる。いずれも「1：勝訴だった」から「5：敗訴だった」の5段階から1つ選んで回答される。

なお、訴訟記録調査では、判決内容の区分（請求認容、請求一部認容、請求棄却）や和解になったかどうかという客観的データがあるが、一部認容や和解の場合にその実質的な勝ち負けの程度が不明である。また Galanter モデルでは、判決か和解かによって結果が異なると予想しているため、判決と和解両方の結果を別々に捕捉する必要がある。したがってここでは、訴訟利用調査のデータを用いた（表 13 に回答結果を示した）。したがって、分析対象は、裁判結果の主観的評価となっている。

【表 13】裁判の結果

	勝訴だった	どちらかといえば勝訴だった	どちらともいえない	どちらかといえば敗訴だった	敗訴だった	合計
判決内容	35 (35%)	12 (12%)	9 (9%)	7 (7%)	34 (34%)	100
和解内容	44 (34%)	47 (37%)	18 (14%)	8 (6%)	11 (9%)	128

判決内容について、独立変数を相手方が法人ダミー、原告に代理人ダミー、被告に代理人ダミー、事件類型ダミー¹¹をそれぞれ投入し重回帰分析を行った。表 14 はその結果である（表示の簡素化のため事件類型ダミーは有意なもののみ表に示している）。過払金返還請求事件を含めた全てのケースでは、相手方属性は判決の結果と関係性は見られなかった。代理人の有無が頑強な効果を持っている。過払金返還請求事件を除いたケースでは、モデル 1 では相手が法人であれば敗訴の傾向を示しているが、モデル 2 で事件類型ダミーを投入するとその効果もなくなった。判決の実質的結果は、原告・被告の代理人の有無が強い影響力を持っており、原告に代理人がいる場合、判決結果は実質的勝訴になりやすく、被告に代理人がいる場合、判決結果は実質的敗訴になりやすい。そもそも勝ちやすいケースに代理人がつきやすいのか、代理人のサポートによって当事者の判決結果がより有利になるのか、因果の向きは不明であるが、少なくとも代理人の有無が判決内容と強い関係性を有していることが分かる。代理人の存在の重要性は訴訟記録調査でも同様に示されていた（飯田 2020）。しかし、訴訟記録調査と異なり、相手方属性それ自体の影響は、訴訟利用調査のデータでは見出されなかった。

なお、和解の実質的結果についても同様の独立変数を用いて重回帰分析を実施したが、過払金返還請求事件を含めたすべてのケース、過払金返還請求事件を除いたケース、いずれにおいても、相手が法人ダミー、原告に代理人ダミー、被告に代理人ダミー、事件類型ダミー、いずれの独立変数統計的に有意な影響は表れなかった。

【表 14】 判決の実質的結果（実質的に敗訴だった）

	すべてのケース		過払金返還請求事件を除いたケース	
	モデル 1	モデル 2	モデル 1	モデル 2
相手が法人	-0.009	-0.14	0.77 †	0.69
原告に代理人	-1.28**	-1.32**	-1.39**	-1.42**
被告に代理人	1.13**	0.75 †	1.56***	1.22*
事件類型				
保証関係		2.67*		2.45 †
契約関係の損害賠償		2.17*		1.64 †
N	81	81	65	65
調整済み決定係数	0.14**	0.17**	0.24***	0.23**

***p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

5 まとめと考察

本稿では、Galanter モデルが想定する自然人・組織体（法人）の関係性が、わが国の紛争および民事訴訟の場面で見られるのかどうか、紛争経験調査と訴訟利用調査のデータを用いて検証した。総括すると、トラブル段階では Galanter モデルが想定する状況がみられたものの、訴訟段階では Galanter モデルが想定するような結果は出てこなかった。

トラブル段階では、相手方が組織体であれば、専門機関に相談されにくいという傾向が表れた。専門機関への相談の有無が、トラブル終結時での希望の実現度合いに影響を与えていることから、相手方が法人の場合、専門機関への相談がされにくいという点を通じて、希望が実現されにくいという結果につながっていた。またトラブル対応時には、自然人当事者は相手方が組織体であれば、より金銭的・時間的負担を懸念していることも、Galanter モデルが想定するような形であった。トラブル段階では、個人が組織体に対抗する際の相対的に不利な状況を見出すことができた。一方、訴訟利用調査においては、訴訟の動機は相手方属性によって異なる傾向がみられたものの、多くは過払金返還請求事件による違いで説明できるものであった。訴訟の金銭的成本について、相手方が法人であるほどむしろ裁判にかかった費用は安かったと回答する傾向がみられ、また判決や和解の実質的結果についても、相手方属性それ自体によって何らかの影響は見られなかった。

紛争経験調査とは異なり、訴訟利用調査においては Galanter モデルが予想するような結果が見られなかったが、この結果はどのように理解すべきなのだろうか。以下ではいくつか考えられる可能性を挙げておく。第一に、理論的には、自然人と組織体（法人）の間には、動員できる資源の差やリピート・プレイヤーとしての特徴の程度が異なると想定されるが、実際には差がそれほどなかったのかもしれない。あるいは第二に、Galanter モデルが想定するような自然人と組織体（法人）の差が生じているがゆえ、相対的に当事者間でリソースのギャップが大きいケースは、訴訟に至るまでにふり落とされているという可能性である。自然人原告にとって法人を相手とする訴訟に至るまでのハードルが高すぎるがゆえ、訴訟に至るまでのケースは、金銭的負担・時間的負担・精神的負担に通常よりも耐性強い自然人原告のみが残り、したがって相手方属性の効果は見られなくなったのかもしれない。第三に、従属変数として用いたものがいずれも自然人原告の主観的評価であった点が関係している可能性がある。客観的データである訴訟記録調査を用いた分析では、相手方が法人であれば事件類型を統制してもなお、自然人原告は勝訴しにくいという傾向がみられた（飯田 2020）。訴訟の費用、裁判結果、ともに主観的評価を用いたことは、Galanter モデルの精緻な検証とはいえず、この点が作用しているのかもしれない。第四の可能性は、わが国で裁判を起こす自然人原告はこれまでの裁判所利用経験という点からリピート・プレイヤーの性格を有しており、Galanter モデルが想定する「一度限りの訴訟利用者」という個人とは異なる者なのかもしれないという点である。あるいは第五に、「自然人原告 vs 法人被告」のケースは、ADR という別の紛争処理のルートに流れていきやすいのかもしれない。他にも、今回の調査では第一審地裁事件を取り上げているが、控訴審や上告審の方が、Galanter モデルは当てはまりやすい可能性も考えられる。地裁第 1 審は、控訴審・上告審と比較して法創造の機能よりも紛争解決の機能の方が強いが、Galanter モデルでは、リピート・プレイ

ヤーは裁判の法創造機能を重要視して訴訟遂行を行うという想定をしている。実際、海外の Galanter モデルの実証分析は、控訴審以上の事件を扱っているものも多い（例えば Songer et.al. 1999）。この点から考えると、地裁第一審はそもそも Galanter モデルには当てはまりが悪いのかもしれない。

本稿の分析では、訴訟利用調査において、過払金返還請求事件が「自然人原告 vs 法人被告」ケースの多くを占めており、また特殊な類型であることが幾度も見られた。Galanter モデルでは、一度限りの訴訟利用者は、リピート・プレイヤーに対し不利な立場に置かれているが、弁護士や当該事件類型に精通した第 3 者のサポートを受けることができれば、その不利な状況を緩和することができることも指摘されている（Galanter 1974）。この点、Galanter モデルに沿ってみれば、過払金返還請求事件こそ、当該事件類型に精通した第 3 者サポートが制度化しており、自然人原告が不利な状況を脱し法人被告に対し勝訴できるという事例として理解する見方も可能である。実際、過払金返還請求事件を専門としていた法律事務所も存在することからも、過払金返還請求事件の自然人原告にとって、弁護士へのアクセスは、他の事件類型と比較して有意に容易であった ($t=2.01, p<0.05$)。このようにとらえると、訴訟利用調査においても Galanter モデルは有用性があることになる。

本稿の積み残した課題は多い。その一つは代理人についての分析ができていない点である。紙面の都合上本稿ではその対象から外したが、本分析を進める上では代理人の効果についてより踏み込んだ分析が必要である。

〔文献〕

Bar-Gill, Oren (2012) *Seduction by Contract: Law, Economics, and Psychology in Consumer Markets*. Oxford University Press.

飯田高 (2020) 「民事裁判における自然人と法人——終局形態の一分析——」社会科学 71 巻 2 号 131-153 頁。

Galanter, Marc (1974) “Why the Haves Come Out Ahead: Speculation on the Limits of Social Change,” *Law & Society Review* 9, 95-160.

長谷川貴陽史 (2010) 「本人訴訟について」ダニエル・H・フット／太田勝造編『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会, 21-43 頁。

木下麻奈子 (2020) 「訴訟のタイプと事件類型」社会科学 71 巻 2 号 27-52 頁。

民事訴訟制度研究会編 (2018) 『2016 年民事訴訟利用者調査』商事法務。

佐藤岩夫 (2010) 「専門機関相談行動の規定要因」檜村志郎・武士俣敦編『トラブル経験と相談行動』東京大学出版会, 47-72 頁。

司法制度改革審議会 (2000) 『「民事訴訟利用者調査」報告書』

<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/tyousa/2001/survey-report.html> (最終アクセス 2021 年 3 月 7 日)

Songer, Donald R., Reginald S. Sheehan & Susan Brodie Haire (1999) “Do the “Haves” Come Out Ahead over Time? Applying Galanter’s Framework to Decisions of the U.S. Courts of Appeals, 1925-1988,” *Law & Society Review* 33 (4) 811-32.

¹ もちろん、自然人・法人といっても、その内実は様々である。金銭的・時間的資源を多分に動員でき、法情報も法アクセスも豊富に持ち合わせている自然人は当然存在するし、また形式的には法人と分類されていても、実体は自然人と何ら変わらず、わずかな資源しか動員できず、訴訟経験も持たない法人も存在する。とはいえ、法人は自然人と異なり市場圧力によって淘汰される（＝倒産）可能性があり、法人の方が生存圧力にさらされているという観点から、自然人と比べてより合理的に振る舞い、また多くの資源を動員できる体力をそもそも備えている可能性が高い（Bar-Gill 2012）。また、組織体としてトラブル経験対応・訴訟経験を自然人と比べて蓄積しやすいことも指摘できるだろう。

² なお、『「事訴訟利用者調査」報告書』（司法制度改革審議会 2000）では、訴訟過程や訴訟の評価等に対して、自然人当事者と法人当事者との間で違いが見られることが指摘されている。

³ したがって、トラブル類型ダミー変数は、基準カテゴリーが「その他」「商品サービス」「インターネット携帯」「不動産購入」「役所」「NHK」「家族親戚」「近所づきあい」を合成したものとなっている。モデルに残ったトラブル類型ダミー変数の結果の解釈は、上記8つが合成されたグループと比較して、どの程度の影響を従属変数に与えているのか、ということになる。

⁴ （2）の分析と同様に、トラブル類型については統計的に有意な結果が出たもののみを表に載せており、またトラブル類型のうち7つ（商品サービス、インターネット携帯、不動産購入、役所、NHK、家族親戚、近所づきあい）は相手方属性ダミー変数と密接に関連しているため分析から外している

⁵ ここでも、トラブル類型については統計的に有意な結果が出たもののみを表に載せており、またトラブル類型のうち7つ（商品サービス、インターネット携帯、不動産購入、役所、NHK、家族親戚、近所づきあい）は相手方属性ダミー変数と極めて密接に関連しているため分析から外している。

⁶ 過払金返還請求事件のダミー変数は、本プロジェクトのメンバーである前田智彦名城大学法教授が作成し、それに本稿も負っている。

⁷ 事件類型と相手方属性の関係については、木下（2020）も参照。

⁸ なお、本人訴訟の場合は特に以前の裁判所経験を有している割合が高い。詳しくは長谷川（2010）参照。

⁹ ウォード法。階層型クラスターよりクラスター数を3つに決定した。各クラスターのケース数は、クラスター1が91、クラスター2が119、クラスター3が33であった。

¹⁰ トラブル段階と同様、訴訟場面においても、相手方属性と事件類型は密接な関係を持つ（3. 1および図1参照）。よって、重回帰分析では、相手方属性が9割以上一方に偏っているもの（立替金・求償金、交通事故、土地建物所有権、土地建物登記、相続、不当利得返還）、そもそもケース数がゼロであるもの（売買代金、手形、境界確定）はモデルから排除している。したがって、モデルに残った事件類型ダミーの解釈にはその点を考慮に入れる必要がある（当初の基準カテゴリーは「その他」であったが、それに上記9つの類型を加えたものが基準カテゴリーとなっている）。

¹¹ ここでも上記同様、相手方属性の比率が9割以上いずれかに偏っている事件類型ダミーはモデルから除いている。